

様式第 3 号

緊急通報装置貸借契約書

鯖江市長 佐々木 勝久（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）は、緊急通報装置（以下「装置」という。）の貸借に
ついて、次のとおり契約を締結する。

第 1 条 乙は、善良な管理者の注意をもって甲より貸与された装置を維持管
理するものとし当該装置を他の目的に使用し、譲渡し、交換し、転貸し、
または担保に供してはならない。

第 2 条 甲は、乙の世帯の世帯員全員が住民税非課税であるときは、別途事
業受託者と締結する契約にもとづき委託料を支払うものとする。それ以外
の場合は、事業受託者は乙に使用料を直接請求し、乙が負担するものとす
る。装置の設置に係る費用および電話回線契約料、通話料等は世帯の課税
状況に関わらず乙の負担とする。

第 3 条 乙は、装置をき損した場合は直ちにその状況を甲に報告し、その指
示に従わなければならない。なお、装置の補修や交換にかかる費用は乙の
世帯の住民税課税状況に関わらず、乙が負担するものとする。

第 4 条 乙は、設置対象条件に該当しない状況になったとき、または装置を
必要としなくなったときは速やかに甲に報告し、装置を返還するものとす
る。

第 5 条 甲は、乙が設置対象条件に該当しない状況になったことを知ったと
き、もしくは、乙の利用に不正等が認められたときは、乙に対して装置の
返還を命ずることができる。

上記の証として本書を 2 通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各 1 通を
保有する。

年 月 日

甲 貸与人 鯖江市西山町 1 3 番 1 号
鯖江市長 佐々木 勝久

乙 借受人 鯖江市

印